e-NEXI

2017年12月-2018年1月合併号

➡特集

発行元

発行・編集 株式会社日本貿易保険(NEXI) 企画室企画グループ

モザンピーク共和国・マラウイ共和国/ 鉄道・港湾建設プロジェクト向け融資に対する保険の引受について

~アフリカにおける鉄道・港湾建設プロジェクト引受第1号案件、 ドル建て保険活用案件~

NEXI は、モザンビーク共和国(以下、モザンビーク)及びマラウイ共和国(以下、マラウイ)における鉄道・港湾建設プロジェクト向け融資に対し、保険の引受を決定いたしました。本件は、NEXI として初のアフリカにおける鉄道・港湾建設プロジェクトに対する保険引受になります。以下、プロジェクト概要や記念式典の様子等をご紹介します。

プロジェクト概要

本件は、三井物産株式会社(以下、三井物産)と世界有数の総合資源会社である Vale S.A.(以下、Vale)が、共同で出資する鉄道・港湾事業会社 4 社を通じて、モザンビーク北部の Moatize 炭鉱から Nacala 港まで、途中マラウイを経由する約 912km の鉄道を新設・整備するとともに、Nacala 港に石炭ターミナルを整備し、運営を行うプロジェクトです。

三井物産が本プロジェクトと同時に出資を行った Moatize 炭鉱は大規模な石炭埋蔵量と高い競争力を有し、産出される石炭の一部は日本にも輸出される見込みですが、既存の鉄道・港湾では輸送能力が不十分であるため、新たな輸送インフラの整備が課題となっています。本プロジェクトにより Moatize 炭鉱からの輸送インフラを整備することは、我が国の石炭供給源の多様化や安定供給に貢献します。

本プロジェクトにおいて、NEXI は、協調融資(総額約 USD2,700 百万)のうち、USD1,000 百万に対して保険を適用します。また、本件は米ドル建てでの保険引受の第2号案件「です。



(提供:Vale)

1

¹ ドル建て保険については <u>2017 年 10 月制度改正(2017 年 9 月 15 日)、ドル建て貿易保険の創設について(2017 年 5 月 8 日)参照</u>。

融資契約調印記念式典

2017年11月30日、メスキータ運輸通信大臣、マレイアーニ経済財務大臣、クレメンズ鉱物資源エネ ルギー大臣のモザンビーク主要3閣僚や、池田在モザンビーク日本国大使、大間知三井物産常務執行 役員、ペレイラ Vale 執行役員、林国際協力銀行専務等が出席する中、モザンビークの首都マプト市内 の Polana Serena Hotel で、Nacala 融資関連契約の調印記念式典が開催され、プロジェクト関連契約 の調印と各代表のスピーチが行われました。

NEXI の仲田代表取締役副社長からは、両国の国交樹立 40 周年という記念すべき年に、民間企業 を主体とする本プロジェクトが調印に至ったことは両国の関係深化の象徴であることや、本プロジェクトによ りモザンビーク経済発展への多大なる貢献が期待されること、並びに NEXI として今後も日本企業のモザ ンビークにおけるビジネスを輸出、投融資といった多方面から支援していくことが表明されました。

また、モザンビーク政府代表のメスキータ運輸通信大臣からは、本ファイナンスにより、石炭だけでなく一 般貨物も運搬され、地域経済の発展や雇用創出につながると共に、これを好例として他国から投資が 促進されることへの期待が表明されました。



(調印記念式典の様子)



(スピーチする仲田副社長)

アフリカにおける事業機会

我が国政府は、1993 年以降アフリカ開発会議(TICAD2)を開催し、「質の高い成長」や「人間の安全 保障」の取組を主導しています。本プロジェクトは日本企業が初めてアフリカで鉄道・港湾建設と運営を 行うプロジェクトです。アフリカは経済発展に伴う膨大なインフラ整備需要が見込まれており、日本企業の 進出意欲も高まっています。本プロジェクトを契機として、日本企業のアフリカにおけるインフラビジネスへの 参入拡大が見込まれます。

 $^{^2}$ Tokyo International Conference on African Development $\mathfrak O$ 略。

NEXI は、アフリカ投融資案件のリスクの特性を踏まえ、2014年にアフリカ向け投融資案件の非常危険 付保率を 100%へ引き上げました 3。また、積極的な引受を支援すべく、毎年アフリカ主要国にミッションを 派遣し、カントリーリスク分析だけでなく、各国政府との関係強化を図っています。

NEXI は、今後も日本の政策金融機関として、日本企業による海外インフラ展開を支援してまいりま す。

³ 日本政府が推進する「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において発表された NEXI の機能強化への対応 として、2016 年 4 月にはアフリカに限定せず他地域のファイナンス案件の非常危険付保率も原則 100%に引き上げていま す。

《カントリーレビュー》

ニカラグア、ジャマイカなど 6 カ国の国カテゴリーを変更 ~OECD カントリーリスク専門家会合における国カテゴリーの見直しについて~

2017 年 10 月 25 日~26 日、第 79 回カントリーリスク専門家会合 ⁴がパリ OECD 本部で開催され た。当会合では中南米諸国及びアフリカの中部・西部地域の国カテゴリーが議論された。議論の結果、 以下の6か国の国カテゴリー5が変更となった。本カントリーレビューでは格上げとなった国の一つであるニ カラグアを取り上げることとしたい。。

国名	国カテ	アップ / ダウン	主な要因
ニカラグア共和国	ГНЈ→ГСЈ	1	高経済成長の達成、マネージブルな公的債務
ジャマイカ	Гнј→Гај	1	マクロ経済の改善、外貨準備高の増加
ドミニカ共和国	ſFJ→ſEJ	1	堅調なFDIの流入、構造改革の前進
セネガル共和国	「G」→「F」	1	産業の多角化など構造改革の前進
ガポン共和国	ſFJ→ſGJ	1	油価下落や石油生産減による財政の悪化
コンゴ共和国	ГGЈ→ГНЈ	1	油価下落による外貨準備高の減少、公的債務の拡大

ニカラグア. . . 堅調な FDI 及び労働者送金の流入に支えられ、高成長を達成

同国は、約20年間、最もカントリーリスクの高い「H」カテに分類されてきたが、今会合において、一段 階上の「G」へ格上げとなった。ここでは同会合の議論の詳細については割愛するが、(a) 堅調な海外 直接投資(FDI)及び労働者送金の流入、(b) マネージブルな公的債務が今会合で評価され、格上 げとなった。以下、この点について簡単にレビューしてみたい。

⁴ OECD カントリーリスク専門家会合の格付及び NEXI の国カテゴリーの詳しい説明については、e-NEXI「2016 年 5 月号」 をご参照ください(http://nexi.go.jp/webmagazine/mt_file/e-nexi_2016_05.pdf)。

⁵ NEXIでは全 225 か国・地域をカントリーリスクの度合いに応じて、A~Hの8つのカテゴリーに分類している。A はカントリー リスクが一番低く、Hに近づくほどカントリーリスクが高くなっていく。

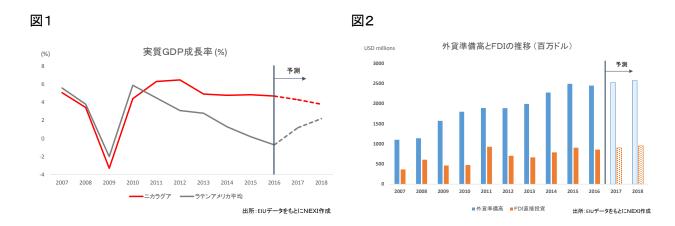
⁶ 本カントリーレビューの中の意見や考え方に関する部分は筆者個人としての見解を示すものであり、日本貿易保険 (NEXI)としての公式見解を示すものではありません。尚、信頼できると判断した情報等に基づいて、作成されていますが、 その正確性・確実性を保証するものではありません。

1. 堅調な FDI と労働者送金の流入

同国経済は、過去 5 年間、5%(平均)を超える成長率を遂げており、ラテンアメリカの平均を上回っている(図1参照)。この背景には主として、(1) 鉱業やエネルギー分野等への FDI の流入、(2) 米国等からの労働者送金が拡大していることが挙げられる。

FDI 流入については、2007 年の 3.6 億ドルから、近年には 7 億ドル~9 億ドルへ倍増している(図 2 参照)。FDI の対 GDP 比率で見ると、2001 年から 2007 年の平均が同 3.9%であったのに対して、2008 年から 2016 年の平均は同 6.7%と大きく増えた(中米ではパナマに次ぐ第 2 位の水準)。この拡大の要因として、①外資誘致策(保税加工区での税制優遇など)が魅力的であったこと、②労働コストが低かったこと、③投資国(パナマ、米国、メキシコ、ベネズエラ等)や投資分野(保税加工区、鉱業や再生可能エネルギー分野)が多岐にわたっていたことが挙げられる。同国の経常収支は赤字であるが(GDP 比約 10%)、これらの FDI 流入によって、同赤字の約 3 分の 2 はカバーされている。これまでベネズエラからの投資に依存していたが、現在、投資国は分散されており、全体の FDI 流入に大きな影響は出ていない。

一方、労働者送金は約 12.6 億ドル(GDP 比 10%)に上り、同国経済を大きく下支えている。米国及びコスタリカからの労働者送金が多くを占めている(米国には約 30 万人のニカラグア人が居住していると言われている)。堅調な FDI や海外労働者送金の流入によって、同国の外貨準備高は2007 年の 11 億ドルから、2016 年には 24.4 億ドルと順調に増加している(図 2 参照。輸入カバー月数も3~4ヶ月で推移)。



2. IMF との関係は良好で、公的債務はマネージブルな水準

同国はHIPC(重債務貧困国)イニシアチブ適用国で、債務救済の適用を受ける前の公的債務は対 GDP 比 140.2%(2003 年)であった。しかし、2004 年 1 月に債務救済措置を受け、現在の公的債務は対 GDP 比 45.2%へと大幅に減少した。外部格付機関は、同国の公的債務の水準を"moderate"と評価している。現在、公的債務の約 92%が対外債務となっているため、為替変動リスクを受けやすいが、対外債務のほとんどが国際金融機関やドナー国からの長期の低金利のコンセッショナルローンで構成されている。このため、ロールオーバーリスクは一定程度抑えられている。IMF も

同国の公的債務の維持見通しに関しては、「moderate risk」と評価しており、現在のところ深刻な 懸念点はみられない。

IMF との関係は良好で、同国政府は IMF から適宜、財政政策等に関して技術的なアドバイスを 受け入れ、健全財政の強化に力を入れている(現在、IMF のプログラム下にはない)。また、IMF から 石油依存度を小さくするようにアドバイスを受けており、同国政府は、再生可能エネルギー(地熱、 風力等)を利用した発電所建設計画(2018年完成)を進めている。

国カテゴリーが一段階上がったことで、同国向けのプロジェクトが数多く組成され、同国経済がさ らに発展することを期待したい。

第9回 NEXI 債権回収セミナー開催報告

NEXI は、海外債権回収に関する情報提供を目的として、一般社団法人日本貿易会 (JFTC) との共催により、11月に第9回NEXI債権回収セミナーを開催いたしました。その概要につ いてご紹介いたします。

なお、セミナー当日は多数のご参加を賜りました。ご参加いただきました皆様には、 この場をお借りしまして、改めて厚く御礼申し上げます。

1. 開催日時・場所

日時:2017年11月13日(月) 13:30~17:30

場所:ベルサール神保町アネックス イベントホール

(参加者:199名)

2. プログラム

時間	プレゼンター	プレゼンテーションの内容		
13:30~13:45	NEXI 取締役 和田圭司 NEXI 回収 G 長 石渡裕二	開会挨拶 貿易保険制度における回収制度について		
13:45~15:15	岡部・山口法律事務所 弁護士 山口修司先生	債権回収のポイント (準拠法、ウィーン売買条約、 訴訟・仲裁提起時の問題等)		
15:15~15:30	(休憩)			
15:30~17:30	Clyde&Co Mr. Ikwei Chong Ms. Sapna Jhangiani	アジアにおける債権回収について (中国、インドネシア、インド、タイ、 マレーシア)		

3. 講義概要

(1) 岡部・山口法律事務所

テーマ:債権回収のポイント

(準拠法、ウィーン売買条約、訴訟、仲裁提起時の問題点等)

岡部・山口法律事務所の山口先生 からは、輸出契約を締結する際、確 認すべき点(会社登記、現地調査等)、 債務者所在国での執行可能性を考 慮して準拠法や裁判管轄を契約書 上規定しておく点、債権の時効を管 理することの重要性、また最近の日 本民法改正により、債権の時効が変 わった点などについてお話いただ きました。



(2) Clyde&Co

テーマ:アジアにおける債権回収について (中国、インドネシ<u>ア、インド、タイ、マレーシア)</u>



Clyde & CoのMr. Chongからは 中国の債権回収にかかる裁判制度 についてお話いただきました。中 国はNY条約に加盟しているため、 外国仲裁の執行は可能であるが日 本の裁判判決は執行されないこと や、他国と比べ少し変わっている 点として、判決に従わなかった相 手方企業の代表者に対する様々な 私的な消費活動の制約があること などをお話いただきました。

Ms. Jhangiani からはインド、 インドネシア、タイ、マレーシア の法制度及びシンガポール仲裁 (SIAC) のお話を頂きました。イ ンドでは新しい破産法が導入さ れたものの一般的に裁判手続に は 10 年近くの時間がかかること を覚悟しなくてはならないこと、 インドネシアでは裁判による回 収が非常に難しいものの、時効は 30年と非常に長いため、粘り強く 交渉による回収を試みるしかな いことなどのお話がありました。



また多くの国で契約書の原本保管が重視されており、原本なしでは仮に勝訴しても判決執 行されないおそれがあることなどの指摘がありました。

4. 最後に

終了後のアンケートでは「分かりやすい説明で講義内容を良く理解できた」、「講義資料 が充実していた」、「債権回収の観点においては、契約書等の原本保管が重要であることを 再認識できた」等、好評の声を多数いただきました。



次回取り上げて 欲しいテーマや 国についてのご 意見も多数頂き ましたので、それ らを踏まえ、より 一層内容の濃い 債権回収セミナ ーを開催してま いります。

【 本セミナーに関するお問い合わせ窓口 】

株式会社日本貿易保険(NEXI)

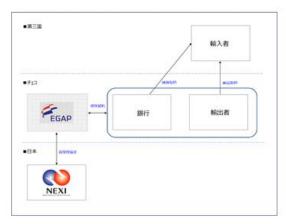
債権業務部 回収グループ TEL:0120-673-094

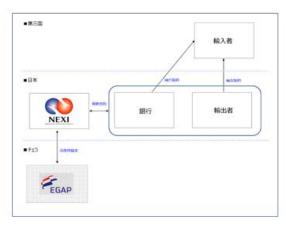
チェコ輸出保証・保険公社(EGAP: Export Guarantee and Insurance Corporation) との再保険共同セミナーについて

2017年11月23日、チェコ地域にてビジネスを展開されている日系企業様を特に対象として、貿易保 険についてのご理解を深めていただき、より有効に貿易保険をご活用いただくため、チェコ・プラハにてチェコ 輸出保証・保険公社(EGAP: Export Guarantee and Insurance Corporation)との再保険共同セミナー を開催いたしました。

NEXIでは、本年6月にチェコ・ソボトカ首相と安倍総理の下で、日本・チェコ両国からの第3国への大 型輸出案件の促進を狙いEGAPと再保険協定を締結しました。本協定では、日系企業とチェコ企業が コンソーシアムを組み第三国へ輸出を行う際に、EGAPと NEXI で相互にリスクシェアを図ることで、両国の 輸出を促進する狙いがあります。

(再保険スキームイメージ)





(NEXI HPより抜粋)

当該セミナーは本協定のフォローアップという位置付けで、現地に支店等を持つ日系企業を中心にチェ コの現地金融機関も含めて約30名の方にご参加いただきました。セミナーではEGAP、NEXIからそれぞれの 商品の説明とともに、再保険協定で可能となるリスクシェアを活用したビジネスの促進について概要を説明さ せていただきました。参加企業の皆様の中には貿易保険にはじめて触れていただく方もいらっしゃり、再保険 協定のみならず、両機関の商品概要や活用できる場面や国際ルールについても質問があがり、貿易保険そ のものを知っていただく貴重な機会となりました。







(ご挨拶いただく嶋﨑大使)

また、本年はチェコと日本が国交を回復してから60年の節目の年となります。本セミナーでは冒頭、在チェ コ大使館の嶋﨑大使と、チェコ産業貿易省クロバニ対外経済担当審議官から感謝のお言葉をいただき、グ ローバル経済の果実を両国企業が得る上で、高まるリスクを軽減する時宜に適ったものであるとともに、日 本・チェコ経済と外交のつながりの強さを示す好事例とのコメントを頂戴しました。本協定やセミナーが、日本 とチェコ双方に裨益する輸出案件をご支援するきっかけとなることを強く期待しております。

最後になりましたが、NEXIでは、引き続き本セミナー開催国のチェコも含め、再保険等を通じた外部機 関との協力により、日系企業の海外における事業展開を積極的に支援してまいります。



(EGAP 職員との集合写真)

2017 年度日独・日仏・日韓二国間協議開催報告

NEXI は毎年、貿易保険の取組実績や関連する課題について、率直な意見交換や情報共有を行い、 我が国の貿易保険制度の一層の充実を図るため、他国輸出信用機関(ECA)と二国間協議を実施し ております。本年 11 月から 12 月にかけて日独・日韓は東京で、日仏は広島で、それぞれ開催しました。

ドイツからはドイツ経済技術省及び Euler Hermes から総勢 4 名が、フランスからはフランス財務省、Bpifrance 及び同社の親会社である Natixis から総勢 5 名が、韓国からは Ksure から8 名がそれぞれ出席し、活発な議論が行われました。各協議において、それぞれの国のビジネス状況、組織改編、中小企業支援、引受案件のある国々の経済状況、OECD 関連事項及び経営課題等が議題に取り上げられました。

日独協議では、顧客サービスを充実させる方法の1つとして、新しいウェブサイト開設やソーシャルメディアの活用について説明がありました。現在 Euler Hermes は、自社の提供するサービスに顧客がより速く、簡単にアクセスできることが重要との方針のもと、動画サイトでの自社チャンネルの開設や、顧客が手軽に利用できるポータルサイトをリリースするなど、顧客サービスの充実により一層注力しているとのことでした。

日仏協議では、昨年まで政府勘定のもとで運営していたECA業務をBpifranceに移管したことに触れられ、課題となっている中小企業支援への取組に注力していることについて説明がありました。Bpifranceのサービスを利用するクライアントと意見交換する機会を設け、提供するサービスの改善点等を聴取することにより、ニーズの把握に務めているとのことでした。

また、日韓協議では、中小企業支援に積極的に取り組んでいることについて説明がありました。Ksure は保険のカバー率等の面で中小企業を優遇したり、韓国政府が認定した有望な中小企業に海外バイヤーの保証枠を優先的に設定したりする等の取組を行っているとのことでした。また、Web サービスについても説明がありました。Ksure はバイヤー照会や短期保険の申込等が可能な「Cyber Branch」を運営しており、モバイル端末への対応や使用頻度の高いメニューを 1 ページに集める等、ユーザーフレンドリーなデザインにリニューアルを行ったとのことでした。

今年度の二国間協議は、NEXIの特殊会社化後初めて開催されたものです。各国とも昨年度の NEXIの実績だけではなく、特殊会社化後の NEXI の組織形態や、今後注力していく取組について高い 関心を寄せていました。また、各国とも今年度は新たな取り組みの開始や組織の業務移管などを経た年 となり、双方の機関がより一層の自国企業の海外進出を支援できるよう、積極的に活動していくことが確認できました。

今後も、こうした二国間協議などの場を通じて他国 ECA との率直な意見交換を行うとともに、積極的に交流を深め、協力関係を強化してまいります。



日独二国間協議写真

日仏二国間協議写真



日韓二国間協議写真

(撮影:NEXI)